

「公衆浴場衛生基準等に関する条例」及び「旅館業法施行条例」の 一部改正の概要

〈改正の趣旨〉

- 近年、入浴施設の大型化・多様化が進み、循環式浴槽、かけ流し式浴槽のいずれも、様々な設備が付帯されるようになってきており、レジオネラ症発生防止のため、設備の衛生管理が十分に行われる必要がある。
- 国は、令和元年9月19日に、最新の知見をもとに技術的指針を改正し、地方自治法に基づく技術的助言として都道府県に通知。
- 和歌山県は温泉地を有する観光立県であり、浴場利用者の安全・安心を確保するため、条例改正を行う。

〈主な改正内容〉

- レジオネラ症発生防止対策には、衛生管理を十分に行うことのできる構造設備と、これらについて衛生上の必要な措置を講じることが必要であるため、ハード（構造設備）とソフト（衛生措置）の両面から基準を規定。

①ハード面・ソフト面共通（構造設備基準・衛生措置基準）

- ・具体的な設備の基準を規定。
(貯湯槽、ろ過器、循環配管、集毛器、気泡発生装置等、オーバーフロー回収槽、打たせ湯、シャワー、水位計配管、調節箱 等)

②ハード面（構造設備基準）

- ・施行日において稼働している設備については、改正後の基準を適用しない。

③ソフト面（衛生措置基準）

- ・改正前条例では循環式浴槽の貯湯槽、浴槽に限っていた措置を、すべての浴槽に適用。
(貯湯槽の原湯温度・消毒の基準、浴槽水の水質検査、塩素濃度基準 等)
- ・すべての浴槽水の水質検査の実施。（毎日完全換水の場合1回/年以上、それ以外は2回/年以上）
(ただし、客ごとに完全換水し清掃する浴槽水を除く)
- ・水道水以外の原湯・原水・上がり用湯・上がり用水の水質検査の実施。（1回/年以上）
- ・レジオネラ属菌が検出された場合の知事への報告。
- ・営業者の自主管理手引書及び点検表の作成。

④施行日 令和3年6月1日（構造設備基準は令和4年4月1日）

構造設備基準

対象	構造設備基準	改正
(1) 貯湯槽	・完全に排水できる構造	○
(2) ろ過器、循環配管、集毛器 (循環式浴槽の場合)	<ul style="list-style-type: none"> ・浴槽における原水又は原湯の注入口は、循環配管に接続せず、浴槽水面上部から浴槽に落とし込む構造 ・ろ過器は、一時間当たり浴槽の容量以上のろ過能力を有し、かつ、逆洗浄等の適切な方法でろ過器内のごみ、汚泥等を排出することができる構造 ・ろ過器に毛髪等が混入しないようろ過器の前に集毛器を設ける ・循環してろ過された湯水は浴槽の底部に近い部分から補給される構造 ・浴槽水の消毒に用いる塩素系薬剤の注入又は投入口は、浴槽水がろ過器内に入る直前に設置されている 	○
(3) 気泡発生装置等	<ul style="list-style-type: none"> ・連日使用している浴槽水を用いる構造でない ・点検、清掃及び排水が容易に行うことができ、空気取入口から土ぼこりや浴槽水等が入らないような構造 	○
(4) オーバーフロー水及びオーバーフロー回収槽	<ul style="list-style-type: none"> ・オーバーフロー水及びオーバーフロー回収槽内の水を浴用に供する構造になっていない (ただし、これにより難い場合には、オーバーフロー還水管を直接循環配管に接続せず、回収槽は、地下埋設を避け、内部の清掃が容易に行える位置又は構造になっているとともに、レジオネラ属菌が繁殖しないよう、回収槽内の水が消毒できる設備が設けられている) 	○
(5) 水位計	・水位計は、配管内を洗浄・消毒できる構造、あるいは配管等を要しないセンサー方式である	○
(6) 打たせ湯、シャワー	・打たせ湯及びシャワーは、循環している浴槽水を用いる構造でない	○
(7) 調節箱	・清掃しやすい構造とし、レジオネラ属菌が繁殖しないように、薬剤注入口を設けるなど塩素消毒等が行えるようにする	○
(8) 配管	<ul style="list-style-type: none"> ・内湯と露天風呂の間は、配管等を通じて、露天風呂の湯が内湯に混じることのない構造 ・配管内の浴槽水が完全に排水できるような構造 	○

衛生措置基準

対象	衛生措置基準	改正前	改正後
(1) 原湯・原水・上がり用湯・上がり用水（水道水以外）	<ul style="list-style-type: none"> ・水質管理（基準は規則で定める）（別紙） ・水質検査は、1年に1回以上実施 	○	○
(2) 貯湯槽	<ul style="list-style-type: none"> ・60度以上（最大使用時にも55度以上）に保つ、保つことが難しい場合は消毒装置を設置 ・定期的な清掃、消毒 ・設備の破損等の確認、温度計の性能の確認 	○	○(※)
(3) 浴槽	<ul style="list-style-type: none"> ・毎日完全換水、清掃（循環式浴槽は、1週間に1回以上完全換水・清掃） ・浴槽水は常に満水状態 ・浴槽水の水質管理（基準は規則で定める）（別紙） ・水質検査は、毎日完全換水の浴槽水は1年に1回以上、それ以外の浴槽水は1年に2回以上実施（注） ・浴槽水の塩素系薬剤による消毒 (ただし塩素系薬剤を使用できない場合は、塩素系薬剤と同等以上 の方法による消毒) (塩素濃度は規則で定める)（別紙） 	○ ○ ○ ○ ○	○(※) ○ ○(※) ○(※) ○(※)
(4) ろ過器、循環配管、集毛器 (循環式浴槽の場合)	<ul style="list-style-type: none"> ・ろ過器は、1週間に1回以上、逆洗浄、消毒 ・ろ過器及び循環配管は、1年に1回程度は生物膜の状況を点検し、生物膜がある場合は適切な方法でその除去、消毒 ・塩素系薬剤はろ過器の直前に投入 ・浴槽に湯水がある時は、ろ過器及び消毒装置を常に作動 ・集毛器は毎日清掃、消毒 ・不要な配管を除去 		○
(5) 気泡発生装置等	・定期的な清掃、消毒		○
(6) オーバーフロー水及びオーバーフロー回収槽	・オーバーフロー還水管及び回収槽の内部の清掃、消毒を頻繁に行い、回収槽に湯水がある時は、回収槽の消毒装置を常に作動		○
(7) 水位計、水位計配管	・週1回以上、清掃、消毒		○
(8) シャワー	<ul style="list-style-type: none"> ・週1回以上、調節箱内部の水が置き換わるよう通水 ・6か月に1回以上、シャワーヘッド、ホースの点検 ・1年に1回以上、シャワーヘッド、ホースの洗浄、消毒 		○
(9) 調節箱	・生物膜の状況を監視し、必要に応じて清掃、消毒		○
(10) その他	<ul style="list-style-type: none"> ・水質基準のうちレジオネラ属菌が基準を超えていた場合、知事へ報告 ・営業者の自主管理（自主管理手引書及び点検表の作成） ・新規営業開始時や休止後の再開時は、十分に消毒した後に営業開始、再開 		○

(※) 現行条例では循環式浴槽に限る措置としていたが、すべての浴槽に適用する

(注) 水質検査は「客ごとに浴槽を完全換水し清掃するもの又は浴槽を有しないもの」を除く

水質基準について

- 条例では、水質基準を規則で定める基準に適合することと規定しています。

改正後

○原湯・原水・上がり用湯・上がり用水の水質基準

基準項目	水質基準
色度	5度以下であること。
濁度	2度以下であること。
pH値	5.8以上8.6以下であること。
全有機炭素 (TOC) の量、又は過マンガン酸カリウム消費量	全有機炭素 (TOC) の量の場合は1リットル中3ミリグラム以下であること。 過マンガン酸カリウム消費量の場合は1リットル中10ミリグラム以下であること。
大腸菌	検出されないこと。
レジオネラ属菌	検出されないこと (100ミリリットル中に10cfu未満)。

○浴槽水の水質基準

基準項目	水質基準
濁度	5度以下であること。
全有機炭素 (TOC) の量、又は過マンガン酸カリウム消費量	全有機炭素 (TOC) の量の場合は1リットル中8ミリグラム以下であること。 過マンガン酸カリウム消費量の場合は1リットル中25ミリグラム以下であること。
大腸菌群	1ミリリットル中1個以下であること。
レジオネラ属菌	検出されないこと (100ミリリットル中に10cfu未満)。

○浴槽水の残留塩素濃度（規則で規定）

残留塩素濃度	遊離残留塩素により消毒する場合は、遊離残留塩素濃度を通常0.4mg/L程度に保ち、かつ、最大1mg/Lを超えないようにすること。 結合塩素のモノクロラミンにより消毒する場合は、モノクロラミン濃度を3mg/L程度に保つこと。
--------	--

改正前

○原湯・原水・上がり用湯・上がり用水の水質基準

基準項目	水質基準
色度	5度以下であること。
濁度	2度以下であること。
pH値	5.8以上8.6以下であること。
有機物等（過マンガン酸カリウム消費量）	1リットル中10ミリグラム以下であること。
大腸菌群	50ミリリットル中に検出されないこと。
レジオネラ属菌	検出されないこと (100ミリリットル中に10cfu未満)。

○浴槽水の水質基準

基準項目	水質基準
濁度	5度以下であること。
有機物等（過マンガン酸カリウム消費量）	1リットル中25ミリグラム以下であること。
大腸菌群	1ミリリットル中1個以下であること。
レジオネラ属菌	検出されないこと (100ミリリットル中に10cfu未満)。

○浴槽水の遊離残留塩素濃度（改正前条例で規定）

遊離残留塩素濃度	遊離残留塩素濃度は0.2mg/L以上0.4mg/L以下、かつ最大1mg/Lを超えないようにすること。
----------	--